



県章

# 山形県公報

令和4年12月20日(火)  
第365号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……1163
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……1164
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1165
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 事業の認定……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……1167

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……1168

## 告 示

### 山形県告示第968号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡舟形町富田地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年11月1日から同年12月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(基準点測量)

### 山形県告示第969号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営引竜地区土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)[区画整理])計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[区画整理]）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年12月27日から令和5年1月31日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第970号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[用排水施設]）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営引竜地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）[用排水施設]）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年12月27日から令和5年1月31日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第971号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年12月20日から令和5年1月4日まで縦覧に供する。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|------------------------------|--------------|------|-----------------------|---------|
| 北村山郡大石田町大字豊田字前田1878番1から<br>同 | 川前字下代131番1まで | 旧    | 56.3メートル<br>）<br>13.7 | 400メートル |
| 同                            | 上            | 新    | 37.2メートル<br>）<br>11.5 | 同上      |

山形県告示第972号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

米沢市内（相生町、福田町二丁目、大町一丁目、大町二丁目、門東町一丁目、門東町二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、本町一丁目、城南一丁目、城南三丁目、城南四丁目、鍛冶町、松が岬一丁目、中央一丁目、直江町地内）

2 公共測量を実施する期間

令和4年12月12日から令和5年1月31日まで

3 作業の種類

公共測量（2級水準測量）

山形県告示第973号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

村山市大字楯岡地内

2 公共測量を実施した期間

令和4年4月1日から同年9月30日まで

3 作業の種類

公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第974号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

山形市消防本部東消防署蔵王温泉出張所整備事業及びこれに伴う市道付替事業

3 起業地

(1) 収用の部分 山形市蔵王温泉字駒鳴セ地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

山形市消防本部東消防署蔵王温泉出張所整備事業及びこれに伴う市道付替事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎等に該当する。

また、本体事業の施行に伴う市道の付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、平成30年度に策定した「山形市消防施設整備計画」の中に本件事業を位置付け、令和元年度に策定した「東消防署蔵王温泉出張所移転建替基本構想」により施設整備等の基本方針を作成した。また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市東消防署蔵王温泉出張所（以下「現出張所」という。）は昭和47年12月に設置され、令和4年で建設から50年が経過することから、建物本体及び各種設備の老朽化が著しい。また、平成25年の耐震診断により耐震補強が必要と判断されたため、地質のボーリング調査を実施したところ、傾斜地であることに加え、敷地土壌が極めて軟らかく、地盤改良が必要であることが判明した。さらに、土砂災害ハザードマップにおける警戒区域内に建設されており、特別警戒区域に隣接していることから、現出張所を移転建替する必要性が生じている。

本件事業を実施することで、（イ）耐震性能の不足の解消及び防災拠点としての機能強化、（ロ）施設の狭あい化や建物・設備の老朽化の解消、（ハ）防災拠点として、救急隊の配備、常設ヘリポートの設置、山岳事故対応訓練場等の新たな機能追加等が見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、現出張所の移転建替を行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、防災拠点としての敷地面積の確保、周辺環境への影響の考慮、災害対応に備えた立地状況等の条件により、申請案を含む3か所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、申請案は、庁舎及びヘリポート、山岳事故対応訓練施設等を整備するための十分な敷地面積が確保できること、早朝、夜間の出勤時及び日常点検時のサイレン吹鳴等による周辺の宿泊施設への影響が少ないこと、土砂災害ハザードマップの災害区域指定外の場所であり、主要道路に面し、救急や災害対応に迅速に対応できること、土地の現況が原野、畑及び公衆用道路で、取得に要する費用が抑えられること等から、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

現出張所は、施設及び設備の老朽化が著しく、敷地が狭あいであること等により、災害時の活動拠点となる災害対策室や災害応援隊の車両待機場所が未整備であることから、消防署の機能を十分に発揮できない状況にある。また、建物の耐震診断では耐震補強が必要とされており、耐震設計のためのボーリング調査では敷地土壌が火山灰及び粘土地で極めて軟らかいため、地盤改良が必要であることも判明している。さらに、救急隊が未配備である等、救急の初動体制に不安があることから、早期に安全性や利便性等を備えた消防施設の整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1) から (4) までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

**山形県告示第975号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1 指定の番号 | 私道置総建第360号                  |
| 2 指定の場所 | 南陽市長岡字西田中南634番6             |
| 3 道路の現況 | 幅員 6.00メートル<br>延長 28.69メートル |
| 4 指定年月日 | 令和4年12月13日                  |

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第18号**

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

令和4年12月20日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1 招集の日時 | 令和4年12月22日（木）午後2時          |
| 2 招集の場所 | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁舎教育委員室 |
| 3 議 題   |                            |

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- (3) 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について
- (4) 山形県図書館協議会委員の任命について
- (5) 教職員の人事について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第60号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た

数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,917人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 211,979人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 68,146人 | 上山市       | 8,419人  | 南陽市  | 8,559人  |
| 米沢市       | 22,069人 | 村山市       | 6,512人  | 東村山郡 | 7,028人  |
| 鶴岡市       | 34,622人 | 長井市・西置賜郡  | 14,836人 | 最上郡  | 10,395人 |
| 酒田市・飽海郡   | 32,172人 | 天童市       | 17,071人 | 東置賜郡 | 10,349人 |
| 新庄市       | 9,560人  | 東根市       | 13,265人 | 東田川郡 | 7,793人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 21,688人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,131人  |      |         |

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年12月20日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 コードレスマイクシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 令和4年12月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 山形パナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 落札金額 43,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年10月21日